

## 技能検定実技試験 受検手数料

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する在校生(公共職業能力開発施設において職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者、職業訓練施設において認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、専修学校若しくは各種学校に在学する者)((ウ)に該当する者を除く。)	12,100円
(イ) 2級又は3級を受検する令和5年4月1日(土曜日)時点で25歳未満の者であって、受検申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)に該当する者を除く。)	9,200円
(ウ) 3級を受検する令和5年4月1日(土曜日)時点で25歳未満の者であって、受検申請日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)	3,100円